

# 東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から8年余が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置づけた復興の基本方針を決定し、ハードだけではなく、ソフト面の対応や自立に向けた取組を進めているところであるが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、被災地の日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業については、復興・創生期間後も復興完遂まで、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置すること。

また、復興交付金等の財政支援については、被災地の実情を勘案し必要と認める事業が着実に実施できるよう柔軟な運用を図ること。

(2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要な技術職員等を確保できるようにするとともに、被災地への継続的な支援が行えるよう、中長期派遣の仕組みについても検討すること。

(3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免

除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

また、多くの被災者が本制度を必要としている状況にあることから、令和2年3月31日までとなっている申請期限を延長すること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。
- (2) 被災者生活再建支援金については、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。

## 3. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (2) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (3) 港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図ること。

## 4. 復興庁の後継組織のあり方について

復興庁の後継組織については、震災からの着実な復興を成し遂げるために、中・長期的な対応が必要であることから、復興庁の設置期限である令和3年度以降も専任の担当大臣を置くとともに、被災地の課題に迅速に対応できるよう、全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。

## 5. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。
- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。

また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が

迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(3) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

(4) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

(5) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(6) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

## 6. 原子力災害からの復興・再生について

(1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

(2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、広報・PRに対する支援、教育旅行の再生、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

(4) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想並びに福島新エネ社会構想の実現に向けて、国及び関係地方自治体等が一体となって具体的な取組を推進し、新産業の集積と雇用創出を強力に支援すること。

(5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防

止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

- (6) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

## 7. 原子力安全・防災対策の充実について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

- (2) 関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

令和元年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

## 国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。本年においても、8月の前線に伴う大雨による水害や、台風第15号に伴う風害や停電、台風第19号に伴う風水害など、大規模な災害が頻発しており、住民生活に深刻な影響を及ぼしているほか、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加や、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されていることから、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっている。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

### 記

#### 1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により、防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する国土強靱化に集中的に取り組むとともに、更に充実強化すること。
- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

## 2. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の有効期限を延長すること。
- (3) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。
- (4) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

## 3. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。特に、台風第19号等により決壊した堤防については、再度災害防止対策を集中的に実施すること。  
また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。
- (2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。また、排水機場の増強、排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。
- (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進について十分な支援措置を講じること。
- (4) 台風第19号による記録的な大雨に伴い、6つのダムにおいて、緊急放流が実施されたが、事前放流などにより適切に対応措置を講じること。
- (5) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。  
また、大規模停電をもたらした台風第15号の教訓を活かし、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにされたい。
- (6) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう、河

川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

- (7) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

#### 4. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

- (2) 災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

- (3) 災害時の緊急避難場所や避難所として指定されている学校体育館等について、空調設置等の環境整備のために必要な財政措置を講じること。

- (4) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

- (5) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、平常時から都市自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めるとともに、被災地支援の強化に必要な人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

- (6) 国においては、地方と連携を図りながら、防災能力向上のための危機管理研修や、ハザードマップ等を活用した実践的な防災訓練等の充実強化を図ること。

#### 5. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への

支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

- (2) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (3) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保の方策や、職員の中長期派遣の仕組みについて検討すること。

以上決議する。

令和元年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

## 地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国においては、本年12月の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向け検討を進めているところであるが、既に閣議決定された基本方針にのっとり、東京一極集中の是正や地域共生社会の実現などに向けた実効性ある戦略となるよう、地方の意見を十分反映すること。

また、AI等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でSociety 5.0が実現できるよう、5G・光ファイバ等のICTインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

さらに、自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

また、第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた圏域における地方公共団体の協力関係などの地方行政体制のあり方について調査審議を進めるに当たっては、住民に最も身近な基礎自治体の意見を十分に踏まえること。

以上決議する。

令和元年11月14日

全 国 市 長 会

## 都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

都市自治体においては、公共サービスの充実と将来にわたり持続可能な自治体経営の確立を目指し、地域住民等の協力を得ながら、地域の実情に応じた多様な住民サービスの提供や組織の改革などに総合的に取り組んでいる。

都市自治体は、これまでも職員の削減など徹底した行財政改革や投資的経費の抑制により、年々増嵩する社会保障関係費を捻出してきたが、このような方法による行財政改革は限界まできている。

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図っていくべきである。

### （地方一般財源総額の確保）

社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。特に、来年度から始まる会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、都市自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

また、地方創生の実現には地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施する必要があることから、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

さらに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

### （地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

### **（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）**

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

### **（国庫補助金等の補助単価等の適正化）**

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫をいかせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等を実態に即したものに設定し、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

令和元年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

## 持続可能な社会保障制度の構築等に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面し、社会保障関係費は年々増嵩し続けているところである。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んできたところであり、本年9月には「全世代型社会保障検討会議」を設置し、人生100年時代の到来を見据え、社会保障全般にわたる持続可能な改革を更に検討していくとしている。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、子ども・子育てをはじめとする社会保障の充実のための施策について、地域の実情に即して実施するなど、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国においては、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 社会保障に係る安定財源の確保等について

- (1) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。
- (2) 全世代型社会保障の構築に向けた各種制度の見直しに当たっては、現場を担う都市自治体の意見を十分に尊重し、合意形成を図ったうえで実施すること。

#### 2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降投入する公費3,400億円の財政支援について、継続・拡充を図ること。
- (2) 国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は極めて重要であり、見直しは行わないこと。

### 3. 介護保険制度について

- (1) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (2) 保険者機能強化推進交付金については、都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とすること。
- (3) 調整交付金は、本来、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。
- (4) 次期制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

### 4. 子ども・子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するために必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 保育士の確保及び更なる処遇改善を行うため、十分な財政措置を講じること。  
また、保育所等における働き方改革を推進すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。  
また、「幼児教育の無償化に関する協議の場」(P D C A協議会)において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (4) 児童虐待防止対策について、専門職の配置に係る財政支援、研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策等、総合的な支援措置の充実を図ること。
- (5) 少なくとも未就学児までの子どもの医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。
- (6) 子どもの貧困対策と自立支援について、都市自治体が地域の実情に応じ、

教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に長期的に取り組むことができるよう、必要な財政措置を講じること。

#### 5. 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について

- (1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等所要の措置を講じること。
- (2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
- (3) 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

#### 6. 障害者福祉施策について

都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知の徹底を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

#### 7. 地域医療保健施策について

- (1) 地域医療の確保については、先般設置された「国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想に係る取組の推進について、地方と十分協議を行い、その意見を施策に反映すること。また、地方の取組に対する必要な支援を行うこと。
- (2) 風しんに関する追加的対策については、実施主体となる都市自治体が混乱なく円滑に業務を遂行できるよう、財源の確保等について特段の配慮を行うこと。

以上決議する。

令和元年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

## 参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和元年7月に行われた合区による2度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除く鳥取、島根、徳島の3県は過去最低の投票率を更新する結果となっており、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、この選挙では、比例代表選挙に特定枠制度が導入されたが、合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度ではなかった。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

次回の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和元年11月14日

全 国 市 長 会